

交総第 348 号
令和2年4月15日

(一社) 埼玉県トラック協会
会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長
小倉 悦 男 (公印省略)

運転免許証更新業務等の休止及びその他業務の自粛要請について (依頼)

平素から交通事故防止活動に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、県警察では運転免許センター及び警察署での運転免許証更新業務等を令和2年4月16日(木)から当分の間休止させていただくこととなりました。

具体的な内容は、下記のとおりであります。詳細につきましては、埼玉県警察ホームページを御確認いただくとともに、貴協会の加入事業者に周知して頂きますよう御配慮と御協力をお願い申し上げます。

○ 更新業務

令和2年4月16日(木)から当分の間、すべて休止します。

※ 更新期限を迎える方は更新延長措置で対応いたします。

○ 認知機能検査及び高齢者講習

令和2年4月16日(木)から当分の間、すべて休止します。

※ すでに4月16日以降に予約している方には、個別に連絡します。

○ 学科試験

令和2年4月16日(木)から当分の間、受験の自粛をお願いします。

※ 卒業証明書の効力延長手続きを行うことができます。

○ 技能試験

令和2年4月16日(木)から当分の間、受験の自粛をお願いします。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課

担当：皆川・谷藤

電話：048(832)0110 (内線5056)